

## 自己資本の構成に関する事項

## ■ 単体自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円, %)

項目	令和4年度	令和5年度
<b>コア資本に係る基礎項目(1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	114,704	119,129
うち、出資金及び資本剰余金の額	789	788
うち、利益剰余金の額	113,992	118,387
うち、外部流出予定額(△)	77	46
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,962	3,122
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,962	3,122
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	117,666	122,252
<b>コア資本に係る調整項目(2)</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	247	188
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	247	188
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であつて自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	725	805
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (口)	972	994
<b>自己資本</b>		
自己資本の額((イ)ー(口)) (ハ)	116,694	121,258
リスク・アセット等(3)	—	—
信用リスク・アセットの額の合計額	649,281	679,967
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,425	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,425	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーション・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	24,112	25,352
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	673,394	705,319
自己資本比率	—	—
自己資本比率 ((ハ)/(二))	17.32%	17.19%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

## ■ 単体自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスクアセット・所要自己資本の額の合計	649,281	25,971	679,967	27,198
1 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスボージャー	568,793	22,751	599,432	23,977
(i) ソブリン向け	2,339	93	2,250	90
(ii) 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	58,838	2,353	63,497	2,539
(iii) 法人等向け	240,625	9,625	245,784	9,831
(iv) 中小企業等・個人向け	95,451	3,818	99,910	3,996
(v) 抵当権付住宅ローン	35,673	1,426	38,439	1,537
(vi) 不動産取得等事業向け	60,306	2,412	72,491	2,899
(vii) 3月以上延滞等	235	9	148	5
(viii) その他	75,322	3,012	76,909	3,076
2 証券化工クスボージャー	—	—	—	—
3 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスボージャー	81,913	3,276	80,534	3,221
ルック・スルー方式	81,913	3,276	80,534	3,221
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
4 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
5 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスボージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかつたものの額	△1,425	△57	—	—
6 CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
7 中央清算機関連エクスボージャー	0	0	0	0
ロ.オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額	24,112	964	25,352	1,014
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	673,394	26,935	705,319	28,212

(注)1.所要自己資本の額=リスクアセット×4%

2.「エクスボージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3.「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体のことです。

4.「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスボージャーおよび「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスボージャーのことです。

5.当金庫は基礎的手法によりオペレーションナル・リスク相当額を算定しています。

6.単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

■オペレーションナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法  
粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%  
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

## ■ 極めて健全な経営体質

「自己資本比率」とは、貸出金などの資産(各資産についてそれぞれのリスクの割合に応じて一定率を乗じたもの)に対する自己資本の割合で、金融機関の健全性を表すとともに、体力の強さを示しています。

信用金庫の自己資本比率は、法令により「4%以上」であることが求められていますが、**「令和6年3月末の自己資本比率は17.19%と、基準の4%を大きく上回っており、経営体質は極めて健全です。」**

なお、資産から繰延税金資産(1,697百万円)を除いた場合でも、自己資本の額は119,561百万円、自己資本比率16.95%となり、何ら問題のない水準であることを申し添えます。

### [用語解説]

繰延税金資産: 税効果会計の適用により、将来回収が見込まれる税金の額を表したものです。

自己資本比率は **17.19%**  
自己資本総額は **1,212億円**

### 自己資本比率の推移



### (1)自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等により構成されております。令和6年3月末の自己資本額のうち、当金庫が積み立てているもの以外のものは、地域のお客さまからお預かりしている普通出資が該当します。

### (2)自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度毎に掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。